

直方市

住宅改修に関する Q&A

直方市健康長寿課

最終更新：令和 7 年 3 月

目次

目次	2
1 制度全般	5
(1) 工事費内訳書	5
(2) 添付写真の日付	5
(3) 費用額の記載	5
(4) 所有者がお亡くなりの場合の承諾書	5
(5) 支払日	5
(6) 高齢者向け住宅の居室を改修したい	6
(7) 入所中の住宅改修	6
(8) 一時的に身を寄せているところでの住宅改修	6
(9) 入院中の住宅改修	6
(10) 着工中に本人が入院した場合	7
(11) 死亡後の手続き①	7
(12) 新築住宅の住宅改修	7
(13) 原状回復のための費用	7
(14) 家族が住宅改修を行う場合、工賃も支給対象となるか	7
(15) 同一住所での住宅改修	8
(16) 同一敷地内での住宅改修	8
(17) 不要となった便器や扉の撤去費用	8
(18) 複数のトイレを改修したい	8
(19) 賃貸集合住宅の共用部分	8
(20) 領収証の宛名	9
(21) 工事内容を変更した場合	9
(22) 値引きについて	9
(23) 離れにあるトイレとその改修工事	9
(24) 諸経費の考え方	10
(25) 老朽化による改修が給付対象にならない理由	10
(26) 改修工事着工前に改修費用を支払うことについて	10
(27) ユニットバスのメーカー内訳書	10
(28) 費用の自己負担分をクレジットカードで決裁したときの領収証	10
(29) ユニットバスのセレクト商品について	11
(30) 図面や写真の範囲について	11
(31) 図面や写真の範囲について ②	11
2 手すりの取付け	12
(1) 上部平坦型	12
(2) 固定剤による取り付け	12

(3) 玄関から道路までの住宅改修.....	12
(4) 既存の手すりの位置の変更.....	12
(5) 既存手すりの形状、材質を変更.....	12
(6) トイレの改修.....	12
(7) 手すりを追加したい.....	13
(8) 手すり以外の機能.....	13
(9) ディンプルタイプの手すり.....	13
(10) 転落を防止するための手すり.....	13
(11) 2階への階段の手すり ①.....	13
(12) 2階への階段の手すり ②.....	13
(13) 両側の手すり.....	14
(14) ストレートエンド.....	14
(15) スロープに設置する手すり.....	14
(16) 敷地外の塀に手すり.....	14
(17) 既存手すりを撤去して新しい手すりを設置する.....	14
(18) 支給対象となる手すりの仕様等.....	15
(19) 靴箱に手すりを設置したい.....	15
(20) 支柱の土台を造成して手すりを設置する.....	15
3 段差の解消.....	16
(1) 付帯工事の取扱い.....	16
(2) 浴槽の取替.....	16
(3) すのこを設置したい.....	16
(4) 昇降機・リフト・段差解消機等の設置について.....	16
(5) 昇降機について.....	17
(6) ホームエレベーター・階段昇降機について.....	17
(7) 昇降機の設置のための付帯工事について.....	17
(8) ベランダと部屋との段差解消.....	17
(9) 店舗であった場所を住宅改修したい.....	17
(10) 踏み台に引き出しが付いている場合.....	18
(11) 踏み台を変更したい.....	18
(12) 段差解消に伴うドアの補修について.....	18
(13) 掘り炬燵を埋める工事.....	18
(14) ステップつき浴槽への交換.....	18
(15) スロープ幅の考え方.....	19
(16) スロープの勾配について.....	19
(17) 全介助を要する車いす利用者のスロープ工事.....	19
(18) ミニスロープの設置について.....	19
(19) アプローチが狭く危険である.....	19

4 引き戸等への扉の取替え	20
(1) 門扉の取り換えについて	20
(2) 扉を左開きから右開きに変更したい.....	20
(3) 引き戸が重いため取り換えたい.....	20
(4) 扉を撤去したい.....	20
(5) 扉が重い.....	20
(6) ドアが自動で開閉する機器を取り付けたい.....	21
(7) 扉を撤去して新たな扉を取付けない工事.....	21
(8) 扉の取替えに伴う電気スイッチの移設.....	21
5 滑りの防止及び移動円滑化等のための床または通路面の材料の変更.....	22
(1) 移動の円滑化のための通路面の材料の変更	22
(2) 移動の円滑化のための通路面の材料の変更.....	22
(3) 通路面の材料の変更.....	22
(4) 車いすの通行により傷んだ廊下.....	22
(5) 滑り止めのゴム、カーペット.....	22
(6) 浴室内にマット.....	23
(7) 工事を要さない床材の変更	23
(8) 通路面の新設.....	23
(9) 畳からフローリングへの変更.....	23
(10) 湿気によりフローリングが滑る.....	23
(11) アプローチの通路面を特殊な土で整備したい.....	24
6 洋式便器等への便器の取替え	25
(1) 便器の取替えに伴う給排水設備工事費.....	25
(2) 既存の便器を高くしたい	25
(3) 和式便器を腰掛式に変換したい.....	25
(4) 和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器に取り替えたい	26
(5) 既存洋式便器に暖房便座、洗浄機能が付加された便座に取り替えたい	26
(6) トイレの仕切り壁を撤去したい.....	26
(7) 洋式トイレの向きをかえたい.....	26
(8) ユニット型のトイレ.....	26
(9) 小便器を取り替えたい.....	27
(10) 同一世帯における住宅改修.....	27
(11) 洋式便器の位置を動かす工事.....	27
(12) 2階にあるトイレを和式便器から洋式便器へ改修したい。	27

厚生労働省QA 及び直方市における住宅改修の過去の事例や質問に対する回答を掲載しています。あくまでも例示であるため、似たような事例であっても、内容が異なる場合がございます。御不明な点がございましたら、健康長寿課までご連絡ください。

1 制度全般

(1) 工事費内訳書

事前申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、すべて区分しなければならないのか。

- 工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分していることとしているのは、トイレ、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。
- そのため、材料費や施工費が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模がわかるような記載である必要があります。

(2) 添付写真の日付

申請書に添付する必要がある住宅改修の現場写真は、日付がわかるものであることとなっているが、日付機能がない場合はどうするのか。

- 工事現場で黒板等を使って日付を写しこんでいるように、黒板や紙等に日付を書いて、写真に写しこんでください。
- なお、日付を写しこみ忘れた場合は、対象者の居宅であり、工事前後の現況であることを、窓口での聞き取り等の審査により確認致します。

(3) 費用額の記載

介護保険給付対象額を超える住宅改修費の場合、費用額は保険給付対象額の上限を記載するのか。費用総額を記載するのか。

- 介護保険給付対象額を超える場合の費用額は、費用総額を記載します。

(4) 所有者がお亡くなりの場合の承諾書

亡き夫所有の家屋を住宅改修する場合、承諾書はどうしたらいいのか。

- 住宅改修承諾書は提出する必要はありません。所有者欄に名義人の名前を記載し、続柄に亡夫と記載してください。

(5) 支払日

支給申請をしたら、いつ支払いが行われるのか。

- 毎月15日（休日の場合はその前日）までに申請があったものについては、翌月の10日（休日の場合はその翌日）支払いとなります。
- 例）4月20日に申請した場合、5月15日締め切り分として処理されるため、6月10日の支払いとなります。

(6) 高齢者向け住宅の居室を改修したい

ケアハウス（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の入所者が、自らの居室の住宅改修を行おうとする場合は、住宅改修の支給対象となるか。

- 上記の施設は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、介護保険の住宅改修費支給は想定されません。ただし、身体状況により個室部分について特段の事情がある場合は、支給が認められる場合もありますので、ご相談ください。
- なお、共有部分については、施設側が整備すべきものであるため、支給対象となりません。

(7) 入所中の住宅改修

自宅に住民票をおいている認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用者が、年末年始等の一時帰宅を目的として、自宅の住宅改修することは可能か。

- 生活実態が自宅にないことから、住宅改修の支給はできません。

(8) 一時的に身を寄せているところでの住宅改修

要介護者が子の住所に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

- 介護保険の住宅改修は現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住所地に住民票が異動されていれば、介護保険の住宅改修の支給対象となります。

(9) 入院中の住宅改修

現在、入院（所）している高齢者がまもなく退院（所）する予定だが、住宅改修を行うことはできるか。また、一時帰宅の場合はどうか。

- 住宅改修は、在宅で生活している方を対象としたサービスです。そのため、入院、入所中など自宅にいない場合は、原則として住宅改修の対象となりませんが、心身の状態によっては、自宅に戻る前に住環境を整える必要がある場合も考えられます。このように、緊急性やしかるべき理由があると認められる場合に限り、自宅に戻る前の改修工事を可能としています。
- 入院（所）中に着工する場合は、①理由書に医師や理学療法士等からの意見の記載、②入院・入所中の承諾書の提出が必要であり、退院（所）後に着工する場合は、①入院・入所中の承諾書の提出が必要となります。
- 一時帰宅の場合は、生活の拠点は引き続き病院（施設）にあるため、在宅サービス等は算定できないこととなっているため、住宅改修も同様と考え給付できません。

(10) 着工中に本人が入院した場合

在宅でサービスを受給し、住宅改修の着工をした要介護者が、着工後に容態急変等の理由によって入院し、退院の見通しがつかない場合に要介護者から住宅改修費の支給申請があった場合、住宅改修費の支給は可能か。

→ 要介護者が入院するまでに工事が完成した部分までは給付対象となります。

(11) 死亡後の手続き①

住宅改修の償還払いにおいて着工時点では存命であったが、住宅改修完了前に要介護者本人が死亡した場合、保険給付を受けることは可能か。

→ 死亡時に完成している部分が介護保険の給付対象として申請できます。（本人死亡時までの工事完了部分の経費が対象となります。）

(12) 新築住宅の住宅改修

新築の住宅は住宅改修と認められないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は給付対象となるか。

→ 竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となります。

(13) 原状回復のための費用

賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の給付対象となるか。

→ 給付対象とはなりません。

(14) 家族が住宅改修を行う場合、工賃も支給対象となるか

家族が大工や工務店を営んでいる場合で、当該家族に住宅改修を発注した場合は、工賃も支給対象とできるか。

→ 被保険者が自らの住宅改修のために材料を購入し、本人又は家族によって住宅改修が行われる場合は材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。

→ 通常このような場合は工賃を請求しないものであるため、工賃は支給対象の中に含まれません。

→ 法人として、当該家族の住宅改修を行う場合は、工賃も対象とできます。

(15) 同一住所での住宅改修

① 10万円の住宅改修費が支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住みはじめたが、住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度額20万円までの住宅改修費を請求することはできるのか。

② 同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋と別の高齢者のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度額20万円までの住宅改修費を請求することはできるのか。

→ 住民票の住所地で判断することから、①②ともに住宅改修の支給対象とはなりません。

ただし、支給限度残額の利用は可能です。(①の場合10万円、②の場合15万円となります。)

(16) 同一敷地内での住宅改修

同一敷地内の2軒の家(地番は同一)の一方からもう一方へ転居した場合、「転居した場合の例外」として住宅改修費20万円まで利用することは可能か。

→ 地番が同一のため、「転居した場合の例外」の支給対象とはなりません。

(17) 不要となった便器や扉の撤去費用

住宅改修の際、不要となった便器や扉の撤去費用及び処分費用は支給対象となるか。

→ これらの費用は「引き戸等への扉の取り替え」又は「洋式便器等への便器の取り替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから支給対象となります。

(18) 複数のトイレを改修したい

家の中にトイレが複数あり、それぞれに手すりを設置するなどの改修工事を予定している。全ての工事を介護保険の給付対象として認められるか。

→ 日常的に複数のトイレを利用しているのであれば、給付対象としています。(日中は1階で生活しており1階のトイレを利用する。寝室は2階にあるため夜間は2階のトイレを利用する等。使用頻度にもよりますので、事前にご相談ください。)

(19) 賃貸集合住宅の共用部分

賃貸アパートに住んでいる。この場合、共用部分は住宅改修の支給対象とならないのか。

→ 一般的に、住宅改修は申請者の居室内に限られますが、トイレや洗面所が共用であるなど、当該申請者の通常の生活領域と認められる特別な事情があれば、共用部分の住宅改修は可能であり、支給対象となります。なお、賃貸を含め、申請者の所有でない建物(部屋)で住宅改修を行う場合は、所有者の承諾が必要です。

(20) 領収証の宛名

改修工事費を支払ったのが被保険者の息子だったため、領収証の宛名が息子の氏名になっている。住宅改修費の給付が可能か。

→ 可能です。

→ 領収証に限定せず、次の事項すべてを他の書類で確認することができれば、支給を認めることができます。

- ① 支払日
- ② 当該住宅改修に係る費用（対象部分の金額）
- ③ 住宅改修工事費用であることが分かる文言
（被保険者名 様分 介護保険住宅改修工事含む等）
- ④ 支払者氏名等
- ⑤ 受領者氏名等

(21) 工事内容を変更した場合

工事中に、手すりの設置位置が変更になった。部材や見積金額には変更がないが、どのように対応したらよいか。

→ 工事内容に変更がある場合は、一旦工事を中止し、直方市へ連絡をお願い致します。手すり高さの軽微な変更（事前申請の位置から10cm以内）等であれば、報告だけで差し支えありませんが、部材や金額が変更になる場合は変更申請が必要となります。変更の承認前に工事を行うと保険給付の対象になりませんのでご注意ください。

(22) 値引きについて

値引きは、消費税抜きの金額からすべきか。消費税を含んだ金額からすべきか。

→ 値引きは消費税抜きの金額から行ってください。

(23) 離れにあるトイレとその改修工事

敷地内に、母屋と離れがあり、被保険者は離れに居住している。次のような住宅改修の相談があったが、どこまで給付対象になるか。①離れと母屋の動線に手すりを設置する。②離れにもトイレがあるが、和式であるため、母屋の洋式トイレを使用しているため、母屋のトイレに手すりを設置する。

→ ①離れから母屋に行く理由（日常的なもの）があれば給付対象となります。②母屋の洋式トイレを日常的に使用している場合は、給付対象となります。①、②どちらの場合も、しっかりと理由書に生活の状況を記載してください。

(24) 諸経費の考え方

諸経費は、工事費全体の10%～15%となっている、小規模の工事であっても同じ考え方ということでよい。

→ お見込のとおりです。ただし、諸経費の内訳を提示していただき、必要が認められれば、基準以上の額を認めることもあります。

(25) 老朽化による改修が給付対象にならない理由

床や手すりの老朽化は、高齢者の日常生活の支障になるものであり、その支障を取り除くために行った工事に対して、介護保険の給付がなされないのはなぜか。

→ 介護保険制度は、心身の状況の変化による日常生活上の支障について適用されるべきものであり、老朽化の場合はこれに該当しないからです。

(26) 改修工事着工前に改修費用を支払うことについて

改修工事に着工する前（市への事前申請よりも前）に、改修費用の一部を業者に支払うように言われたが、介護保険の給付の要件に照らして考え方を教えてほしい。

→ 健康長寿課に提出する領収書は事前申請の承認日以降の日付である必要があります。事前に払ったものに関しては支給の対象となりません。

(27) ユニットバスのメーカー内訳書

ユニットバスの見積のうち、手すり、浴槽、床、ドア、その他の内訳が分かるメーカーの内訳書が必要と認識しているが、メーカーから発行してもらえない。どのように対応したらよい。

→ まずは、メーカーに振分表の発行を依頼してください。発行できない場合は、施工業者によりそれぞれの金額を適切に按分してください。按分できない場合は、市に個別に相談をお願いいたします。

(28) 費用の自己負担分をクレジットカードで決済したときの領収証

利用者が、費用の自己負担分をクレジットカードで決済した。代金は受領していないため、領収証ではなくレシートしか出せない。レシートでも支給の申請がとれるのか。

→ 提出されたレシートで下記の事項が確認できれば受付可能です。

- ① 支払日
- ② 当該住宅改修に係る費用（対象部分の金額）
- ③ 住宅改修工事費用であることが分かる文言
（被保険者名 様分 介護保険住宅改修工事含む等）
- ④ 支払者氏名等
- ⑤ 受領者氏名等

(29) ユニットバスのセレクト商品について

ユニットバスの工事において、標準仕様ではなく、機能の追加色や材質を変更するオプションを選択した場合、オプション分も給付対象と考えてよいか。

→ オプションについては対象外としています。

(30) 図面や写真の範囲について

今回改修する箇所のほかに、図面に記入すべきものや写真を撮る必要があるものはどの範囲と考えればよいか。

→ 今回の改修箇所を含め、申請者の生活動線がわかるよう、図面に記入してください。また、「申請者が日常生活動作を行う上で関係のあるもの」という観点で、既設手すり等の改修箇所があれば、それらも記入や撮影をお願いします。

(31) 図面や写真の範囲について ②

今回の住宅改修では玄関ポーチから門までの段差解消のみを行い、屋内の改修はしないが、平面図を添付する必要があるか。

→ 屋内の住宅改修を予定していなくても、申請者の生活動線を確認する必要がありますので、間取りがわかる図面（日常的に使用していない部屋は省略可）を添付してください。屋外改修の場合は、生活動線を中心に、庭木や門扉などの構造物もできるだけ詳細に記入してください。

2 手すりの取付け

(1) 上部平坦型

手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

→ 支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

(2) 固定剤による取り付け

住宅改修における手すりの取付けには、ねじで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤（工ポキシ剤）による取付けは住宅改修の給付対象になるか。

→ 安全性が確立されている工法であれば、給付対象になります。

(3) 玄関から道路までの住宅改修

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象になるか。

→ 自宅敷地内であれば対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置（段差の解消）、コンクリート舗装への変更（床材変更）等です。

(4) 既存の手すりの位置の変更

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は、住宅改修の支給対象となるか。

→ 作業工賃（補修費を含む）のみ、支給対象となります。

(5) 既存手すりの形状、材質を変更

手すりは設置してあるが、形状や材質等が現在の身体状況から見て不適當な場合、変更することは、介護保険の支給対象となるか。

→ 本人の身体状況に合うように変更するのであれば、対象となります。理由書に詳細を記載してください。

(6) トイレの改修

農家などで見受けられる「屋外からのみ利用できるトイレ」内への手すりの取り付けは、住宅改修の支給対象となるか。なお、このトイレは居宅と一体的に建築されており、居室内からのみ利用できるトイレは別にある。しかし、要介護度の軽い被保険者がリハビリを兼ねて農作業等をする時に、屋内に入らずとも使用できるため、屋外からこのトイレをよく利用している。この場合、屋外用、屋内用両方のトイレとも同時に住宅改修（手すりの取り付け）の支給対象として良いのか。

→ 利用者の状態や日常生活の動作などを勘案して判断します。

(7) 手すりを追加したい

既に介護保険で 800 mm の横手すりを設置しているが、身体状況の変化によってもう 1 本 900 mm 程度の手すりを追加する場合は支給の対象となるか。

→ 対象となります。

(8) 手すり以外の機能

手すり以外の機能（シャワーフック・トイレトペーパーホルダー・蓄光ライン）のあるものは、介護保険の給付対象としてよいか。

→ 介護保険の住宅改修で認められているのは「手すりの取付け」です。したがって、手すり以外の機能の部分は対象となりませんので、按分の上、手すりの部分のみ支給対象とします。按分できない場合は、全額対象外となります。

(9) ディンプルタイプの手すり

縦に体重をかけると手が滑って危険なため、ディンプルタイプの手すりを設置したいが、介護保険の給付対象となるか。

→ 給付対象としています。

(10) 転落を防止するための手すり

玄関ポーチから転落する危険があるため、ポーチに沿って手すりを設置したい。介護保険の給付対象となるか。

→ 手すりは移動の安定性を確保するためのものであり、転落防止の安全性を確保する柵とは、そもそも目的が異なります。手すりに適した高さだと転落防止用としては低すぎるため、柵の設置を検討してください。（転落防止を目的として手すりを施工しても、支給対象とはなりません。）

(11) 2 階への階段の手すり ①

2 階への階段に手すりを設置する場合、支給対象となる場合とならない場合についての考え方は。

→ 一般的に、要介護認定を受け、介護保険で住宅改修を行う必要がある方が階段等の段差を往来することは、手すりを施工したとしても転倒その他のリスクが高まることとなります。直方市では 2 階以上への屋内階段手すりについては原則支給対象外との考え方ですが、申請者の居室が 2 階以上にある、かつ、どうしても 1 階に移せない（例：1 階が店舗である）など、事情がある場合は個別にお問い合わせください。

(12) 2 階への階段の手すり ②

対象者の居宅が土砂災害警戒地域に指定されており、年に数回、大雨の時に 2 階へ垂直非難する。階段を上るときに危険なので手すりを設置したいが給付の対象になるか。

→ 年に数回の垂直非難は日常生活に該当しないため、給付の対象とはなりません。

(13) 両側の手すり

廊下の移動やトイレの立ち座りのため、両側に手すりを設置したい。両側とも介護保険の対象となるか。両側の手すりが対象とならない場合、どのような理由であれば対象となりうるのか。

→ 基本的には片側のみ対象となります。被保険者の身体的理由（片麻痺等）により両側に手すりが必要な場合は対象としています。

(14) ストレートエンド

手すりのエンド部分は、必ずアール型でなければならないのか。ストレートタイプでは介護保険の給付対象にならないのか。

→ 袖が入らない壁の近くなど、安全上問題がなく利用者との合意があれば、ストレートタイプでも給付対象としています。

(15) スロープに設置する手すり

スロープに沿って手すりを設置するため、スロープの幅を 1,000mm とする予定だが、スロープ外に手すりを設置するスペースがある場合、外側に設置したらスロープの一部が対象外になるのか。

→ スロープの外側に手すりを設置した場合、対象となるのは 900mm までです。1,000mm の工事を行っても構いませんが、保険の給付対象は 900 mm のため、按分して金額がわかるようにしてください。

(16) 敷地外の塀に手すり

敷地外の公道に面した自宅の塀に手すりを設置した場合、介護保険の給付対象になるか。

→ 敷地外であることと、本人以外が利用する可能性があるため、対象外です。

(17) 既存手すりを撤去して新しい手すりを設置する

既に設置されている手すりの強度が弱く、危険である。既存手すりを撤去して新たに手すりを設置したいが、高さや直径も変更しない。既存手すりの撤去費用と、新たな手すりの設置費用は、介護保険の給付対象となるか。

→ 既に設置されている手すりが老朽化によって強度が弱い場合は給付対象となりません。老朽化が原因ではない場合は給付対象となります。

(18) 支給対象となる手すりの仕様等

手すりには様々なものがあるが、介護保険で住宅改修を行う上で支給対象となる形状などの注意点は。

→ 手すりの断面形状の制限は特になく、一般的な円柱型のほか、ディンプル（凹凸）形状のものや、上部が平坦になったもの（主に握力低下や指の可動制限など、しっかりと握れない人がひじや手のひらで支えるタイプ）などがあり、申請者の状況に応じた適切な形状のものを選んでください。長手方向については、直線状のもの以外にも、階段状になったものや格子状になったものもあり、申請者の心身の状況に合ったものであれば、支給対象となります。それ以外の注意点としては、薄暗い廊下や夜間において、壁や下地補強版と視覚的に区別しづらい近似色のものは避けること、屋外や浴室は防水仕様のものを選ぶこと、などです。

(19) 靴箱に手すりを設置したい

玄関の上がり框を昇降するために手すりを設置したいが、壁に設置するスペースがないため、靴箱に設置したい。介護保険の給付対象になるか。

→ 靴箱が固定されている場合は給付対象となります。

(20) 支柱の土台を造成して手すりを設置する

勝手口外の階段に手すりを設置したいが、階段上に設置すると階段が狭くなり、階段下に支柱を埋めると高さが足りない。階段の側面にコンクリートで土台を造成して埋め込みたいが、造成に係る費用も介護保険の給付対象としてよいか。

→ 付帯工事として給付対象となります。

3 段差の解消

(1) 付帯工事の取扱い

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよい。

- ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。
- ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事。
- ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事。

→ ①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えありません。

(2) 浴槽の取替

平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよい。

→ 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考えます。

(3) すのこを設置したい

床段差を解消するため浴室内にすのこを製作し、設置する場合は支給対象となるのか。

→ 浴室内のすのこは、特定福祉の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る。)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の給付対象となります。ただし、ビス等で固定する場合は住宅改修の支給対象となります。

(4) 昇降機・リフト・段差解消機等の設置について

昇降機・リフト・段差解消機等の設置は住宅改修の対象となるか。また動力により床段差を解消する機器は除かれる(厚生労働省HP)とあるが、動力によらず、手動の場合は支給の対象となるのか。

→ 昇降機・リフト・段差解消機といった動力によって床段差を解消する機器の設置工事は住宅改修の支給対象となりません。たとえ、手動であっても対象とはなりません。

→ なお、リフトについては、移動式、固定式、または据置式のものは移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

(5) 昇降機について

スロープが設置できない場合、スロープにかえて設置する昇降機等は支給の対象とはならないのか。宅地の関係でスロープを設置できない場合はどうなるのか。

→ 昇降機については、住宅改修の対象工事および福祉用具貸与の対象品目にもなっていないので、介護保険からの支給はできません。

(6) ホームエレベーター・階段昇降機について

ホームエレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修費等の支給の対象に該当しないと考えられますがいかがですか。また階段昇降機は取り付けに工事を伴うため、福祉用具貸与品目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよいのか。

→ 貴意のとおりです。

(7) 昇降機の設置のための付帯工事について

掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため、昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として支給の対象になるか。

→ 昇降機の設置は住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。

(8) ベランダと部屋との段差解消

要支援の認定を受けているひとり暮らしの高齢者が、洗濯物を干す等のためベランダから出入をする必要がある場合に、ベランダと部屋の段差解消を住宅改修として認めてもよいのか。

→ ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本動作を支援するためのものであるので、住宅改修費の支給対象となります。

(9) 店舗であった場所を住宅改修したい

現在入院中の要介護者が退院にあたり、店舗つき3階建住宅の1階部分の従来店舗として使用していた土間部分に高さ200mm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする工事を計画している。身体状況から2～3階に居住することは難しいため、要介護者の居室にするものではあるが、床段差の解消として対象となるか。

→ この場合は床段差の解消に該当すると考えますが、個別の住宅改修の実態に応じて判断しますので、まずは市にご相談ください。

(10) 踏み台に引き出しが付いている場合

玄関框の段差解消に際して、既製品の踏み台を購入・固定する工事を行った。その踏み台には引出しがついており、中には靴を収納することができるようになっている。このような場合、全額住宅改修費の対象となるか。

→ 引き出し部分については対象外となります。同じメーカーの引き出し機能がない商品の価格と比較するなどし、最終的には個別に判断いたします。

(11) 踏み台を変更したい

約 300 mmの段差を解消するために、150 mmの踏み台を設置していたが、身体状況の悪化から足の運びが悪くなったため、100 mm×2 段の踏み台に変更したいと考えているが、支給の対象となるか。

→ 身体状況の悪化等の理由であれば、支給の対象として差し支えありません。（進行性の病気などで足の運びが悪くことが予見される場合は、最初の工事のときによく検討して工事を行ってください。）

(12) 段差解消に伴うドアの補修について

トイレで入り口等の敷居を撤去する段差解消工事を行った場合、扉と床との間に隙間が生じるが、この隙間をなくすためにドアの一部を補修（継ぎ足し）する費用は住宅改修の付帯工事として認めてもいいのか。

→ 付帯工事として支給可能です。

(13) 掘り炬燵を埋める工事

居室にある掘り炬燵を埋めて、フラットにしたい。住宅改修の支給対象になるか。

→ 掘り炬燵を単に埋めるだけでは対象になりません。ただし、畳からフローリングに変更するための工事を行う際は、付帯工事として支給対象となります。

(14) ステップつき浴槽への交換

浴槽内部にステップがついた浴槽に交換してほしいとの相談を受けたが、介護保険の住宅改修として給付対象になるか。

→ 浴槽内部のステップは、座っての入浴や半身浴のためのものと認識しておりますが、ステップ部分が浴槽出入りのための段差の解消を目的としている場合は、給付対象となります。

(15) スロープ幅の考え方

直方市では、スロープなどの幅について 900 mm までを給付の対象としているが、部屋の間口が 1,800mm あり、襖の開閉によりどこから出入りするかわからないため、1,800mm を給付対象にしてほしい。

→ 対象となるのは 900mm までです。1,800mm の幅で工事を行っても構いませんが、保険の給付対象は 900 mm のため、按分して金額がわかるようにしてください。

(16) スロープの勾配について

スロープの勾配は、直方市の基準では 1/12 または最低でも 1/8 とされているが、設置場所が狭くて 1/8 を確保できない場合は、給付の対象外となるのか。

→ 必ず介助者がいる場合など安全性が確認できれば給付対象となります。

(17) 全介助を要する車いす利用者のスロープ工事

車いすの利用者で、自走ができないため移動は全介助が必要である。玄関ポーチから門扉までの通路にスロープを設置したいが、介護保険で給付できるか。

→ 住宅改修は本人の動作改善のためのものであり、介助者の負担軽減のための住宅改修は支給対象外となります。しかし、全介助が必要な方であっても、住宅改修により本人の動作の改善が期待できる場合は、給付対象となります。

(18) ミニスロープの設置について

住宅改修では、工事を伴わないものは対象外になると認識しているが、ミニスロープにメーカー指定の強粘着シールが付属している場合、当該シールによりミニスロープを固定し設置しても、介護保険の給付対象となるか。

→ 給付対象となります。

(19) アプローチが狭く危険である

玄関扉を開閉する際に、後退してアプローチの段差で転倒しそうになり危険である。アプローチを広くして段差を解消したいが、介護保険の住宅改修費の給付対象になるか。

→ 拡張は対象外です。

4 引き戸等への扉の取替え

(1) 門扉の取り換えについて

門扉の取替えは、住宅改修の取替えに該当するか。

→ 身体的な改善のための理由であれば引き戸等の扉の取替えとして支給対象となります。

(2) 扉を左開きから右開きに変更したい

扉そのものは取り替えないが、左開きの戸を右開きに変更する工事は住宅改修の対象となるか。

→ 扉そのものを取り替えない工事であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。

→ 具体的には左開きの戸を右開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

(3) 引き戸が重いため取り換えたい

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合住宅改修の対象となるか。

→ 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が重たい理由が「老朽化した」「破損した」「敷居や鴨居が歪んで動きが悪い」という場合は支給対象となりません。

(4) 扉を撤去したい

住宅改修告示第4号に「引き戸等への扉の取り替え」があるが、車椅子で通行するために台所の入り口の扉を取り除く工事について住宅改修費を請求できますか。

→ 車椅子で通行するためやむを得ず扉を取り除く工事のみ該当します。ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。

(5) 扉が重い

扉の開閉をするのにとても重く、本人の身体状況から開閉が困難な場合、既存の引き戸を改修して開閉容易に行う工事を計画したい。どのような工事までが対象となるか。

- ①開き戸を引戸に交換
②戸車を設置、交換して開閉を容易にする
③扉自体を軽い物に交換する
④敷居にV字レールを設置する
⑤アコーディオンカーテン等への取替え 等の工事が対象となります。

(6) ドアが自動で開閉する機器を取り付けたい

ドアに取付けて電動で自動開閉する機器を設置したいが、介護保険の住宅改修費の支給対象になるか。

→ 対象外です。

(7) 扉を撤去して新たな扉を取付けない工事

歩行器で通行できるようにドアを撤去するが、新たな扉は取付けない予定である。介護保険の給付対象として認められるか。

→ 車いすや歩行器の方で、扉を撤去することで移動が容易になる場合は給付対象となります。

(8) 扉の取替えに伴う電気スイッチの移設

扉の取替えに伴い、電気のスイッチを移設する必要がある。移設の費用は介護保険の給付として対象になるか。

→ 付帯工事として給付対象となります。

5 滑りの防止及び移動円滑化等のための床または通路面の材料の変更

(1) 移動の円滑化のための通路面の材料の変更

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。

→ いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

(2) 移動の円滑化のための通路面の材料の変更

居室において、畳敷から衝撃緩和機能が付加された畳敷（同様の機能を有するものを含む）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

→ 被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、認められます。移動の円滑化のための変更理由はあくまで「転倒しないため」であり、「転倒した時に怪我しないため」ではないので

(3) 通路面の材料の変更

通路面の材料の変更についてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤（地面と舗装面間の碎石や砂利等）の整備は付帯工事として支給対象となるか。

→ 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装（インターロッキング仕様を含む）等が考えられます。路盤（舗装の下の部分）の整備は付帯工事として支給対象となります。

(4) 車いすの通行により傷んだ廊下

廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「すべりの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっているが、車椅子の通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えていいのか。

→ 老朽化や物理的、化学的な摩耗、消耗を理由とするのであれば、給付の対象外です。

(5) 滑り止めのゴム、カーペット

すべりの防止を図るための床材の表面加工（溝をつける等）は、住宅改修の支給対象となるのか。また、階段にノンスリップや滑り止めのゴムをつけたり、カーペットを貼ったりする場合は支給対象となるのか。

→ いずれも床材の変更として住宅改修の支給の対象となりますが、接着剤等で貼り付け安全性を確保する必要があります。

(6) 浴室内にマット

浴室において、滑り止め機能を有するマットを室内に敷くこと（床面への接着はしない）も対象になると考えてよいのか。それとも入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となるのか。

→ マットを浴室内におくだけでは、住宅改修の対象にはなりません。また、福祉用具の購入の対象にも該当しません。

(7) 工事を要さない床材の変更

工事や取付け作業を要さず、（床への貼り付けや釘止め不要）床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから支給の対象とならないと考えますがよいのか。

→ 前述の考えのとおり、床に置くだけであれば住宅改修にも福祉用具の購入にも該当しません。

(8) 通路面の新設

下肢筋力低下のため、玄関から通路に至る既存の通路の傾斜が強く感じるようになり、通行が困難になってきた。この度、玄関から庭を横切って通路に至る傾斜の緩やかな通路を新設する土事を行う場合、住宅改修に該当するか。

→ 通路の新設は対象外工事です。ただし、本人の身体状況等により対象とできる場合もあるので、ご相談ください。

(9) 畳からフローリングへの変更

畳が滑るので、床全体をフローリングに変更したい。介護保険の給付対象になるか。

→ 畳が滑る原因が劣化でない場合は、給付対象となります。

(10) 湿気によりフローリングが滑る

脱衣所の床がフローリングであるが、風呂の湯気や湿気により、裸足で歩くと滑りやすいため、滑りにくい材料へ変更したい。介護保険の給付対象になるか。

→ 劣化が原因の場合は給付対象外です。劣化が理由でない場合は、現地確認をするなどして個別に判断します。

(11) アプローチの通路面を特殊な土で整備したい

玄関から門扉までに敷石のアプローチがあるが、雨が降ると滑り危険である。固まる砂を使って舗装し通路面を整備したいが、介護保険の給付対象として認められるか。

→ 滑りやすい床から滑りにくい床への変更となるため、対象となりますが、コンクリート等と比べ、耐久性が低いため、年数が経つと、ひび割れるなどが想定されます。 その際の補修費用は給付対象となりません。

6 洋式便器等への便器の取替え

(1) 便器の取替えに伴う給排水設備工事費

便器の取替えに伴う給排水設備工事費は「水洗化を伴うもの」を除き、認められている。給排水設備工事は、正に水洗化に係る工事と思われませんが、認められない工事の範囲とは、
①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する枡からトイレまでの配水管工事をさすのか。

→ ①及び②の工事は認められません。「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗トイレを洋式の水洗トイレに変えるときに配水管の長さや位置を変える場合です。

(2) 既存の便器を高くしたい

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつかったりする場合等に、既存の洋式便器の便座を高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。

- ①洋式便器を嵩上げする場合
- ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする

→ ①は支給対象となります。

→ ②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。利用者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば便器の取替えとして住宅改修の支給対象となります。

→ ③については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上において高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となります。

(3) 和式便器を腰掛式に変換したい

和式便器の上において、腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。

→ 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

(4) 和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器に取り替えたい

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

- 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合に当たっては住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。ただし、電源工事に関しては支給対象外となります。
- 洗浄機能以外に、温風乾燥・蓋の自動開閉・室内暖房・音楽付リモコン・オートフレグランス等の機能が付いた便器もありますが、それらの付加機能については介護保険の対象外となります。

(5) 既存洋式便器に暖房便座、洗浄機能が付加された便座に取り替えたい

既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機能が付加された便座に取り替える場合、住宅改修の支給対象となるか。

- 暖房便座、洗浄機能等のみを目的として取り替える場合は支給対象とはなりません。介護保険制度において、便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合を想定しているためです。

(6) トイレの仕切り壁を撤去したい

男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するか。

- 便器の取替えに伴い必要となる仕切り壁の撤去は住宅改修の対象となります。ただし、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事に該当しないものと思われます。

(7) 洋式トイレの向きをかえたい

利用者に適応するように既存の洋式トイレの向きをかえる工事を行う場合の工事費用は支給の対象となるか。

- 「洋式便器等への便器の取替え」として対象となります。

(8) ユニット型のトイレ

和式トイレからユニットトイレ(トイレ全体がユニットになっていて、洋式便座・手洗い温風機等が一体となっているもの)への改修を住宅改修の対象にしてもよいのか

- 給付対象となる部分が按分可能であれば、洋式便座部分にかかる費用については対象となります。(ユニットバスと同じ考え) 按分できないのであれば支給対象外となります。

(9) 小便器を取り替えたい

洋式便器では小便が出ない高齢者で、現状の小便器は高さ、大きさが合わず介護を要している場合、適当な小便器への取替えも住宅改修の対象となるか。

→ 対象となります。

(10) 同一世帯における住宅改修

同一世帯に2人(夫婦)の被保険者がおり、トイレの改修工事において、便器の取替え(和式から洋式)は妻、その床段差の解消と手すりの取り付けについては夫というように、おのの必要度に応じて工事を設定することは可能か。

→ 重複しなければ可能です。

(11) 洋式便器の位置を動かす工事

被保険者は車いすを利用しており、排泄には介助が必要である。現在のトイレは狭く介助者が解除をするスペースが確保できないため、洋式便器を奥へ動かしたい。便座の高さも向きも変更しないが、介護保険の給付対象となるか。

→ 便器の向きの変更も対象となるため、位置の変更も対象となります。

(12) 2階にあるトイレを和式便器から洋式便器へ改修したい。

日常生活を1階で営んでおり、年に数回2階にある物置へ荷物を取りに行ったり整理したりすることがある。1階にもトイレがあるが、2階のトイレを和式から洋式に改修したい。介護保険の給付対象になるか。

→ ご相談の内容では、2階のトイレは日常生活で使用するものとは認められませんので、給付対象にはなりません。